

議案第 1 号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正 について

令和 3 年 4 月 22 日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第 1 改正の趣旨

公平事務委託市町村等から、組織改編等に伴い内申があった職について、地方公務員法第 52 条第 4 項の規定に基づき、同条第 3 項ただし書に規定する管理職員等として指定しようとするものである。

第 2 改正の内容

- 1 公平事務委託市町村等から管理職員等の指定の内申があった職のうち、指定する必要がある職を規則別表中の当該公平事務委託市町村等の項に加えること。(別表第 1 関係、別表第 2 関係)
- 2 既に管理職員等に指定されている職のうち、次に掲げるものを削ること。
 - ア 廃止された職 (別表第 1 関係、別表第 2 関係)
 - イ 組織の現状、分掌事務及びその有する権限から見て指定しておくことが適当でない職 (別表第 1 関係)

第 3 施行期日 (附則関係)

公布の日から施行すること。

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平事務委託市町村等の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する

改正前		改正後																					
別表第1 市町村（第2条関係）		別表第1 市町村（第2条関係）																					
1 [略]		1 [略]																					
2 大船渡市		2 大船渡市																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の 事務部 局</td> <td>本庁 会計管理者 <u>局長</u> 部長 室長 課長 所長 次長 技監 秘書広報課の課 長補佐及び秘書係長 総務課の課長補 佐（人事、給与及びサービスの事務を担当 する者に限る。）及び人事係長 財政 課の課長補佐（予算の事務を担当する 者に限る。）及び財政係長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		組 織	職 員	[略]		市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 <u>局長</u> 部長 室長 課長 所長 次長 技監 秘書広報課の課 長補佐及び秘書係長 総務課の課長補 佐（人事、給与及びサービスの事務を担当 する者に限る。）及び人事係長 財政 課の課長補佐（予算の事務を担当する 者に限る。）及び財政係長		[略]	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の 事務部 局</td> <td>本庁 会計管理者 部長 室長 課長 所長 次長 技監 秘書広報課の課長補佐 及び秘書係長 総務課の課長補佐（人 事、給与及びサービスの事務を担当する者 に限る。）及び人事係長 財政課の課 長補佐（予算の事務を担当する者に限 る。）及び財政係長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		組 織	職 員	[略]		市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 部長 室長 課長 所長 次長 技監 秘書広報課の課長補佐 及び秘書係長 総務課の課長補佐（人 事、給与及びサービスの事務を担当する者 に限る。）及び人事係長 財政課の課 長補佐（予算の事務を担当する者に限 る。）及び財政係長		[略]	[略]	
組 織	職 員																						
[略]																							
市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 <u>局長</u> 部長 室長 課長 所長 次長 技監 秘書広報課の課 長補佐及び秘書係長 総務課の課長補 佐（人事、給与及びサービスの事務を担当 する者に限る。）及び人事係長 財政 課の課長補佐（予算の事務を担当する 者に限る。）及び財政係長																						
	[略]																						
[略]																							
組 織	職 員																						
[略]																							
市長の 事務部 局	本庁 会計管理者 部長 室長 課長 所長 次長 技監 秘書広報課の課長補佐 及び秘書係長 総務課の課長補佐（人 事、給与及びサービスの事務を担当する者 に限る。）及び人事係長 財政課の課 長補佐（予算の事務を担当する者に限 る。）及び財政係長																						
	[略]																						
[略]																							
3 花巻市		3 花巻市																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の 事務部 局</td> <td>本庁 部長 理事 会計管理者 部次長 課 長 室長 所長（市民生活総合相談セ ンターの所長に限る。） 総務課の課 長補佐及び法規文書係長 人事課の課 長補佐、人事係長及び給与係長 契約 管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を 担当する者に限る。） 秘書政策課の 課長補佐（秘書の事務を担当する者に 限る。）及び秘書係長 財政課の課長 補佐（予算の事務を担当する者に限る 。）及び財政係長 法務専門監 財務 専門監</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		組 織	職 員	[略]		市長の 事務部 局	本庁 部長 理事 会計管理者 部次長 課 長 室長 所長（市民生活総合相談セ ンターの所長に限る。） 総務課の課 長補佐及び法規文書係長 人事課の課 長補佐、人事係長及び給与係長 契約 管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を 担当する者に限る。） 秘書政策課の 課長補佐（秘書の事務を担当する者に 限る。）及び秘書係長 財政課の課長 補佐（予算の事務を担当する者に限る 。）及び財政係長 法務専門監 財務 専門監		[略]	[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>組 織</th> <th>職 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> <tr> <td>市長の 事務部 局</td> <td>本庁 部長 理事 会計管理者 部次長 課 長 室長 所長（市民生活総合相談セ ンターの所長に限る。） 総務課の課 長補佐及び法規文書係長 人事課の課 長補佐、人事係長及び給与係長 契約 管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を 担当する者に限る。） 秘書政策課の 課長補佐（秘書の事務を担当する者に 限る。）及び秘書係長 財政課の課長 補佐（予算の事務を担当する者に限る 。）及び財政係長 法務専門監 財務 専門監 <u>ICT専門監</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </tbody> </table>		組 織	職 員	[略]		市長の 事務部 局	本庁 部長 理事 会計管理者 部次長 課 長 室長 所長（市民生活総合相談セ ンターの所長に限る。） 総務課の課 長補佐及び法規文書係長 人事課の課 長補佐、人事係長及び給与係長 契約 管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を 担当する者に限る。） 秘書政策課の 課長補佐（秘書の事務を担当する者に 限る。）及び秘書係長 財政課の課長 補佐（予算の事務を担当する者に限る 。）及び財政係長 法務専門監 財務 専門監 <u>ICT専門監</u>		[略]	[略]	
組 織	職 員																						
[略]																							
市長の 事務部 局	本庁 部長 理事 会計管理者 部次長 課 長 室長 所長（市民生活総合相談セ ンターの所長に限る。） 総務課の課 長補佐及び法規文書係長 人事課の課 長補佐、人事係長及び給与係長 契約 管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を 担当する者に限る。） 秘書政策課の 課長補佐（秘書の事務を担当する者に 限る。）及び秘書係長 財政課の課長 補佐（予算の事務を担当する者に限る 。）及び財政係長 法務専門監 財務 専門監																						
	[略]																						
[略]																							
組 織	職 員																						
[略]																							
市長の 事務部 局	本庁 部長 理事 会計管理者 部次長 課 長 室長 所長（市民生活総合相談セ ンターの所長に限る。） 総務課の課 長補佐及び法規文書係長 人事課の課 長補佐、人事係長及び給与係長 契約 管財課の課長補佐（庁舎管理の事務を 担当する者に限る。） 秘書政策課の 課長補佐（秘書の事務を担当する者に 限る。）及び秘書係長 財政課の課長 補佐（予算の事務を担当する者に限る 。）及び財政係長 法務専門監 財務 専門監 <u>ICT専門監</u>																						
	[略]																						
[略]																							

4 北上市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 会計管理者 参事 課長 政策 企画課の課長補佐及び行政経営係長 総務課の課長補佐、法規文書係長及び 人事厚生係長 財政課の課長補佐、財 政係長及び管財係長
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
	幼稚園	[略]
	保育園	園長
	学校給 食セン ター	所長（北部学校給食センターの所長に 限る。）
	中央図 書館	[略]
	埋蔵文 化財セ ンター	[略]
[略]		

5 久慈市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 室長 総務課の係長 財政課の係長
	[略]	
[略]		

6 遠野市

組 織	職 員	
[略]		

4 北上市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 <u>危機管理監</u> 会計管理者 参事 課長 <u>所長</u> 政策企画課の課長補佐 及び行政経営係長 総務課の課長補佐 、法規文書係長及び人事厚生係長 <u>都 市プロモーション課の課長補佐及び情 報政策推進室情報政策係長</u> 財政課の 課長補佐及び <u>財政係長</u> <u>資産経営課の 課長補佐及び管財係長</u> 保育指導副主 幹
	保育園	園長
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
	幼稚園	[略]
	学校給 食セン ター	所長
	中央図 書館	[略]
	博物館	館長
	鬼の館	館長
	埋蔵文 化財セ ンター	[略]
[略]		

5 久慈市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 <u> 所長（地域包括支援センター及び子育 て世代包括支援センターの所長に限る 。）</u> 室長 総務課の係長 財政課の 係長
	[略]	
[略]		

6 遠野市

組 織	職 員	
[略]		

市長の 事務部 局	本庁	部長 担当部長 会計管理者 課長 担当課長 室長 所長（地域包括支援 センターの所長に限る。） 総務企画 部の副主幹及び主査（予算及び庁舎管 理の事務を担当する者に限る。） 総 務課の課長補佐、行政文書係長及び職 員係長
	市民セ ンター	所長 担当部長 課長 室長
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育部長 課長 担当課長
	[略]	
[略]		

7 一関市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	市長公室長 部長 参事 会計管理者 部次長 副参事 課長 技術担当課 長 室長 秘書課の課長補佐及び秘書 係長 職員課の課長補佐（人事又は給 与の事務を担当する者に限る。）、人 事研修係長及び給与厚生係長 総務課 の課長補佐及び法規文書係長 財政課 の課長補佐、財政係長、財政企画係長 及び管財係長
	[略]	
	保育園	園長（一関あおば保育園、大原保育園 、摺沢保育園、興田保育園、猿沢保育 園、千厩保育園、奥玉保育園及び川崎 保育園の園長に限る。）
[略]		
[略]		

8 [略]

9 釜石市

組 織	職 員	
[略]		

市長の 事務部 局	本庁	部長 担当部長 <u>特命部長</u> 会計管理 者 <u>次長</u> 課長 担当課長 室長 所 長（地域包括支援センターの所長に限 る。） 総務企画部の副主幹（ <u>秘書の 事務を担当する者に限る。</u> ）及び主査 （予算及び庁舎管理の事務を担当する 者に限る。） 総務課の課長補佐、 <u>副 主幹</u> 、行政文書係長及び職員係長
	市民セ ンター	所長 担当部長 <u>特命部長</u> 課長 室 長
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	教育部長 課長 担当課長 <u>学校教育 課の副主幹（人事、給与及び服務の事 務を担当する者に限る。）</u>
	[略]	
[略]		

7 一関市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	市長公室長 部長 <u>特命部長</u> 参事 会計管理者 部次長 副参事 課長 <u>監</u> 技術担当課長 室長 秘書課の課 長補佐及び秘書係長 職員課の課長補 佐（人事又は給与の事務を担当する者 に限る。）、人事研修係長及び給与厚 生係長 総務課の課長補佐及び法規文 書係長 財政課の課長補佐、財政係長 、財政企画係長及び管財係長
	[略]	
	保育園	園長（一関あおば保育園、大原保育園 、摺沢保育園、興田保育園、猿沢保育 園、 <u>渋民保育園</u> 、千厩保育園、奥玉保 育園、 <u>松川保育園</u> 、 <u>川崎保育園</u> 及び新 沼保育園の園長に限る。）
[略]		
[略]		

8 [略]

9 釜石市

組 織	職 員	
[略]		

市長の 事務部 局	本庁	部長 危機管理監 復興管理監 事務 局長（復興推進本部の事務局長に限る 。） 会計管理者 部次長 課長 室 長（新市庁舎建設推進室、国土調査推 進室、高規格幹線道路対策室、都市整 備推進室及び生活支援室の室長に限る 。） 総務課の課長補佐、秘書係長、 行政係長及び職員係長 財政課の財政 係長
	[略]	
[略]		

10 [略]

11 八幡平市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 企画財政課の課長 補佐、秘書政策係長及び財政係長 総 務課の課長補佐、行政係長及び <u>管財係 長</u>
	[略]	
	福祉事 務所	[略]
	診療所	所長 事務局長
[略]		

12・13 [略]

14 雫石町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 推進監 保 健師長 総務課の課長補佐及び <u>主査（ 人事、給与、服務、法規審査又は庁舎 管理の事務を担当する者に限る。）</u> 政策推進課の課長補佐及び <u>主査（予算 の事務を担当する者に限る。）</u>
	診療所	所長 副所長 事務長 <u>看護師長</u>
[略]		

15・16 [略]

17 紫波町

組 織	職 員	
[略]		

市長の 事務部 局	本庁	部長 危機管理監 復興管理監 事務 局長（復興推進本部の事務局長に限る 。） 会計管理者 部次長 課長 室 長（新市庁舎建設推進室、国土調査推 進室及び生活支援室の室長に限る。） 総務課の課長補佐、秘書係長、行政 係長及び職員係長 財政課の財政係長
	[略]	
[略]		

10 [略]

11 八幡平市

組 織	職 員	
[略]		
市長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 企画財政課の課長 補佐、秘書政策係長及び財政係長 総 務課の課長補佐、行政係長及び <u>契約管 財係長</u>
	[略]	
	福祉事 務所	[略]
[略]		

12・13 [略]

14 雫石町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 室長 推進監 保 健師長 総務課の課長補佐、 <u>職員係長</u> 、 <u>行政庶務係長及び財産管理係長</u> 政 策推進課の課長補佐及び <u>財政係長</u>
	診療所	所長 副所長 事務長
[略]		

15・16 [略]

17 紫波町

組 織	職 員	
[略]		

町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 主幹（庁舎 管理の事務を担当する者に限る。）
		室長（総務室、人事秘書室、財政調整 室及び財産管理室の室長に限る。）
[略]		
[略]		

18・19 [略]

20 金ケ崎町

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
	学校給 食セン ター	[略]
[略]		

21・22 [略]

23 大槌町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 参与 技監 課長 室長 総務課の主幹
[略]		

24 山田町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 総務課の課長補佐 （人事、給与又は服務に関する事務を 総括する者に限る。）
[略]		

25 岩泉町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	[略]	
	保育園	園長
[略]		
[略]		

町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 部長 課長 主幹（庁舎 管理の事務を担当する者に限る。）
		副課長（総務課及び財政課の副課長に 限る。） 総務課の職員係長
[略]		
[略]		

18・19 [略]

20 金ケ崎町

組 織	職 員	
[略]		
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
	学校給 食セン ター	[略]
	認定こ ども園	園長（南方幼稚園の園長に限る。）
[略]		

21・22 [略]

23 大槌町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 参与 技監 <u>参事</u> 課長 室長 総務課の主幹
[略]		

24 山田町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 課長 <u>主幹</u> 総務課の課 長補佐（人事、給与又は服務に関する 事務を総括する者に限る。）
[略]		

25 岩泉町

組 織	職 員	
[略]		
町長の 事務部 局	[略]	
	こども 園	園長（いわいずみこども園及びおもと こども園に限る。）
[略]		
[略]		

26 [略]

27 普代村

組 織		職 員
[略]		
村長の 事務部 局	本庁	[略]
	診療所	[略]
	[略]	
[略]		

28 軽米町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	[略]	
	保育園	園長（軽米保育園、小軽米保育園及び 晴山保育園の園長に限る。）
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
	小学校 及び中 学校	[略]
	幼稚園	園長
[略]		

29・30 [略]

31 洋野町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 室長 保健 師長 総務課の課長補佐及び人事係長
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	[略]
	事務所	所長
	小学校 及び中 学校	[略]
	[略]	
[略]		

26 [略]

27 普代村

組 織		職 員
[略]		
村長の 事務部 局	本庁	[略]
	保健セ ンター	所長
	診療所	[略]
	[略]	
[略]		

28 軽米町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	[略]	
	保育園	園長（花のまち軽米こども園、小軽米 保育園及び晴山保育園の園長に限る。 ）
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	[略]	
	小学校 及び中 学校	[略]
	[略]	
[略]		

29・30 [略]

31 洋野町

組 織		職 員
[略]		
町長の 事務部 局	本庁	会計管理者 参事 課長 室長 保健 師長 所長（地域包括支援センターの 所長に限る。） 総務課の課長補佐及 び人事係長
	[略]	
教育委 員会の 事務局 等	事務局	[略]
	小学校 及び中 学校	[略]
	[略]	
	[略]	
[略]		

32 一戸町

組 織	職 員
[略]	
町長の 事務部 局	本庁 部長 会計管理者 課長 総務課の課 長補佐
[略]	

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1～4 [略]

5 岩手・玉山環境組合

組 織	職 員
管理者の事務 部局	事務局長

6～13 [略]

14 一関地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務 部局	事務局長 事務局次長 課長 <u>清掃セ ンター</u> 所長

15～17 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

32 一戸町

組 織	職 員
[略]	
町長の 事務部 局	本庁 部長 <u>参事</u> 会計管理者 課長 総務 課の課長補佐
[略]	

別表第2 一部事務組合（第2条関係）

1～4 [略]

5 岩手・玉山環境組合

組 織	職 員
管理者の事務 部局	事務局長 <u>事務局次長</u>

6～13 [略]

14 一関地区広域行政組合

組 織	職 員
管理者の事務 部局	事務局長 事務局次長 課長 <u>所長</u>

15～17 [略]

R3管理職員検討表

No.	規則順	市町村等名	組	織	検討対象の職		管理職員等指定基準		備考				
					所属名	職名	内申状況	格付		部下数	該当基準	指定要否	理由
1	1-1	宮古市											
2	1-2	大船渡市	市長の事務部局	本庁		局長	削除			職の廃止によるもの。			
3	1-3	花巻市	市長の事務部局	本庁	総務課	ICT専門監	新規	4	特定任期付行4	第1-6	要	室若しくは課又はこれに相当する組織の長と同等の格付けにあり、行政改革等の組織の改革において重要な行政上の決定を担当する職	ICT専門監の職を新設したことによるもの。
4	1-4	北上市	市長の事務部局	本庁	企画部	危機管理監	新規	5	行7	第1-4	要	部長相当職	職を新設したことによるもの。
			市長の事務部局	本庁	子育て世代包括支援センター	所長	新規	5	行6	第1-5	要	室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	組織の長として管理的地位にあることから、指定すべき職と整理されたことによるもの。
			市長の事務部局	本庁	都市プロモーション課	課長補佐	新規	10	行5	第1-7	要	秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職	行政改革等組織の改革において重要な行政上の決定を担当する職と整理されたことによるもの。
			市長の事務部局	本庁	都市プロモーション課	情報政策推進室情報政策係長	新規	4	行4	第1-8	要	秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職	職を新設したことによるもの。
			市長の事務部局	本庁	資産経営課	課長補佐	新規	11	行5	第1-7	要	秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職	職を新設したことによるもの。
			市長の事務部局	本庁	資産経営課	管財係長	新規	4	行4	第1-8	要	秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職	職を新設したことによるもの。
			市長の事務部局	本庁	子育て支援課	保育指導副主幹	新規	93	行5	第1-7	要	秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職	子育て支援課長を直接補助する職にあり、保育園職員の人事を分掌することによるもの。
			市長の事務部局	保育園		園長	新規	10	行5	第2-5	要	福祉事務所、保育所、認定こども園等の福祉に関する事務を所掌する機関の長の職(部下職員5名以上の組織に限る。)	教育委員会から移管したことによるもの。
			教育委員会の事務局等	保育園		園長	削除				削除		市長部局へ移管したことによるもの。

2021/4/21

No.	規則 順	市町村等名	組	織	検討対象の職			管理職員等指定基準			備考						
					所属名	職名	内申状況	格付	部下数	該当基準		指定要否	理由				
5	1-5	久慈市	教育委員会の事務局長等	学校給食センター	所長	変更	行6	第2-8	要	総合出先機関において本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	組織再編に伴い、個別の指定は不要となったことによるもの。						
										博物館	館長	新規	3	第2-8	要	総合出先機関において本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	組織の長として管理的地位にあることから、指定すべき職と整理されたことによるもの。
										鬼の館	館長	新規	2	第2-8	要	総合出先機関において本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	組織の長として管理的地位にあることから、指定すべき職と整理されたことによるもの。
6	1-6	遠野市	市長の事務局	本庁	地域包括支援センター	所長	新規	行5	第1-5	要	室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	職を新設したことによるもの。					
					子育て世代包括支援センター	所長	新規	行5	第1-5	要	室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	職を新設したことによるもの。					
7	1-7	一関市	市長の事務局	本庁	特命部長	特命部長	新規	行7	第1-4	要	部長相当職	職を新設したことによるもの。					
					市民センター	次長	新規	行6	第1-5	要	室若しくは課又はこれに相当する組織の長の職	職を新設したことによるもの。					
7	1-7	一関市	市長の事務局	本庁	総合企画部	総務企画部の副主幹 (秘書の事務を担当する者に限る。) 総務課の副主幹	変更	行5	第1-7	要	秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職につき、当該事務を担当する職	秘書、人事、給与、服務及び職員団体を担当する副主幹を配置したことによるもの。					
					学校教育課	副主幹	新規	行5	第1-11	要	人事、給与、服務若しくは職員団体に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職	職を新設したことによるもの。					
7	1-7	一関市	市長の事務局	本庁	特命部長	特命部長	新規	行7	第1-4	要	部長相当職	職を新設したことによるもの。					
					本庁	監	新規	行6	第1-6	要	室若しくは課又はこれに相当する組織の長と同等の格付けにあり、行政改革等の組織の改革において重要な行政上の決定を担当する職	職を新設したことによるもの。					
7	1-7	一関市	市長の事務局	保育園	市民センター	園長	変更	行3	第2-5	要	福祉事務所、保育所、認定こども園等の福祉に関する事務を所掌する機関の長の職(部下職員5名以上の組織に限る。)	部下職員の増加によるもの。					
					保育園	園長	変更	行3	第2-5	要	福祉事務所、保育所、認定こども園等の福祉に関する事務を所掌する機関の長の職(部下職員5名以上の組織に限る。)	部下職員の増加によるもの。					
					新沼保育園	園長	変更	行3	第2-5	要	福祉事務所、保育所、認定こども園等の福祉に関する事務を所掌する機関の長の職(部下職員5名以上の組織に限る。)	部下職員の増加によるもの。					

No.	規則 順	市町村等名	組	織	検討対象の職			管理職員等指定基準			備考		
					所属名	職名	内申状況	格付	部下数	該当基準		指定要否	理由
8	1-8	陸前高田市	市長の事務 部局		改正なし								
9	1-9	釜石市	市長の事務 部局	本庁	高規格幹線道路 対策室	室長	削除				削除	組織再編に伴う職の廃止によるもの。	
			市長の事務 部局	本庁	都市整備推進室	室長	削除				削除	組織再編に伴う職の廃止によるもの。	
10	1-10	二戸市			改正なし								
11	1-11	八幡平市	市長の事務 部局	本庁	総務課	管財係長 →契約管財係長	変更	行4	5	第1-8	要	秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理に関する事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織で、当該事務を担当する係長又はこれに相当する職	組織再編に伴う名称変更によるもの。
			市長の事務 部局	本庁	診療所	所長	削除				削除	職の廃止によるもの。	
			市長の事務 部局	本庁	診療所	事務局長	削除				削除	職の廃止によるもの。	
12	1-12	奥州市			改正なし								
13	1-13	滝沢市			改正なし								
14	1-14	雫石町	町長の事務 部局	本庁	総務課	職員係長 行政庶務係長 財産管理係長	新規	行4	8	第3-5	要	秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理の事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者	職を新設したことによるもの。
			町長の事務 部局	本庁	政策推進課	財政係長	新規	行4	2	第3-5	要	同上	職を新設したことによるもの。
			町長の事務 部局	本庁	雫石診療所	看護師長	削除				削除	管理的地位にはないことから、指定不要の職と整理されたことによるもの。	
15	1-15	葛巻町			改正なし								
16	1-16	岩手町			改正なし								
17	1-17	紫波町	町長の事務 部局	本庁		室長 →副課長（総務課及び び財政課の副課長に 限る。）	新規	行5	10	第3-5	要	秘書、人事、給与、服務、職員団体、予算、法規審査若しくは庁舎管理の事務を分掌する室若しくは課又はこれに相当する組織の長を直接補佐する職にあり、かつ、当該事務を担当する者	組織再編に伴う職名変更によるもの。
			町長の事務 部局	本庁	総務課	職員係長	新規	行4	6	第3-5	要	同上	職を新設したことによるもの。

No.	規則 順	市町村等名	組	織	検討対象の職			管理職員等指定基準			備考	
					所属名	職名	内申状況	格付	部下数	該当基準		指定要否
36	2-4	盛岡北部行政事務組合			改正なし							
37	2-5	岩手・玉山環境組合			事務局次長	新規	行4	2	第5-6			事務局の長の職を直接補佐する職（事務局の長が専任の職ではない場合に限り）に該当。
38	2-6	盛岡・紫波地区環境施設組合			改正なし							
39	2-7	岩手県競馬組合			改正なし							
40	2-8	岩手県沿岸知的障害児施設組合			改正なし							
41	2-9	大船渡地区環境衛生組合			改正なし							
42	2-10	釜石大槌地区行政事務組合			改正なし							
43	2-11	宮古地区広域行政組合			改正なし							
44	2-12	岩手県自治会館管理組合			改正なし							
45	2-13	岩手中部広域行政組合			改正なし							
46	2-14	一関地区広域行政組合			地域包括支援センター	所長	新規	行6	5	第5-4		組合等を構成する市町村の本庁における室若しくは課又はこれに相当する組織の長と同等の職位にある者で職務上の権限を有する者（部下職員3名以上の組織に限る）職を新設したことによるもの。既存の清掃センター「所長」として整理。
47	2-15	岩手沿岸南部広域環境組合			改正なし							
48	2-16	奥州金ヶ崎行政事務組合			改正なし							
49	2-17	滝沢・雫石環境組合			改正なし							
50	3-1	気仙広域連合			改正なし							
51	3-2	久慈広域連合			改正なし							
52	3-3	岩手県後期高齢者医療広域連合			改正なし							